

理念	基本施策			関連事業										R5 主要 事業	分野別計画 (マスタープラン)	施策 評価 掲載 有無	総合計画 体系
	施策の 方向性	取組 項目	取組内容(第4期)	R3 主要 事業	R4 主要 事業	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組					
<p>基本理念：誰もがその人らしく、自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現</p> <p>重点課題3. 共に支え合い、安心して暮らすことができる環境づくり</p> <p>基本施策9: 情報・コミュニケーション、行政等における配慮</p>																	
<p>(1) 情報の利用のしやすさ</p> <p>① 情報提供の充実</p>			<p>●障害のある人に必要な情報を提供するため、「市報あまがさき」や「市議会だより」、「選挙のお知らせ」などの広報誌の点字・音声版を発行するとともに、福祉サービス等の内容をまとめた「福祉の手引き」や「あまがさき介護保険だより」等についても一部を点字で作成します。また、市のホームページの活用や情報支援に係る機器の導入など障害特性に配慮した情報取得の環境づくりに取り組み、一層の広報と利便性の向上に努めます。</p>			中事業	インターネット活用事業費	<p>・新型コロナウイルス感染症関連情報を発信したため、アクセス数が大幅に増加した。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症関連情報の効果的な発信のため、災害用トップページに内部リンクや添付ファイルを設定できるようにしたほか、コロナ禍の新しい生活様式に合わせて、イベントカレンダーにオンラインのカテゴリを追加し、ページ内にYouTubeを埋め込むことができるよう改修した。</p>	-	継続② (取組内容を 変更し 継続)	<p>・新型コロナウイルス感染症関連情報を効果的、安定的に発信するために、アクセス集中への対策改善を図る。</p> <p>・令和4年度のシステム更改に向けて、課題や今後の方向性を整理するほか、ページ数の削減等、実施できる見直しから進めていく。</p>						
						中事業	点字あまがさき発行事業費	<p>・視覚障害者向けに「市報あまがさき」の内容を点訳した「点字あまがさき」を希望者に届ける。</p>	-	継続① (同じ取組内容を 継続)	<p>・視覚障害のある人を対象とした市政情報の提供及び共有という面において、必要性は高く、阪神間他都市も実施していることから継続して実施する。</p>						
						中事業	声の広報発行事業	<p>・視覚障害者向けに「市報あまがさき」の内容をCDまたはデジタイズに収録した「声の広報」を希望者に届ける。</p>	-	継続① (同じ取組内容を 継続)	<p>・市政情報の提供及び共有という面において、必要であると考え。また、視覚障害があり、かつ点字が読めない人を対象とした有効な唯一の手段として一定の効果が得られている。</p> <p>・令和2年度の実績値については、新型コロナウイルス感染症に対する情報を掲載した特別号を含む計13回の合計値となっている。</p>						
						その他 取組	市議会だよりの作成 選挙のお知らせの作成		-	継続① (同じ取組内容を 継続)							
						中事業	介護予防普及啓発事業費	<p>・介護予防の意識啓発に資するため、広報紙を発行し、配布する。</p>	-	継続① (同じ取組内容を 継続)	<p>・字版・CD版の作成・配付合計：点字160、CD220(6月・12月各点字80、CD110)</p>				高齢者保健福祉計画		
						中事業	差別解消・コミュニケーション支援等検討事業費	<p>・障害者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取組を行うため、地域の関係機関で構成する障害者差別解消支援地域協議会を開催する。また、障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に向けた取組の検討を行う。</p>	<p>・コロナ禍における情報支援の取組として、本庁舎と身体障害者福祉センターに点字プリンターや音声・拡大読書器を設置するとともに、今後の活用方法について協議・検討を行った。</p>	継続② (取組内容を 変更し 継続)				障害者計画	●		
						中事業	心身障害者(児)対策啓発事業	<p>・市民に対する障害者への正しい理解と認識を深めるための事業を実施するほか、各種サービスの周知を図る。</p>	<p>・障害者に対する福祉サービス等を記載した「福祉の手引き」を作成し、障害者手帳取得時や研修会等で配布する。</p>	継続① (同じ取組内容を 継続)					障害者計画		
		中事業	差別解消・コミュニケーション支援等検討事業	<p>・障害者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取組を行うため、地域の関係機関で構成する障害者差別解消支援地域協議会を開催する。また、障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に向けた取組の検討を行う。</p>	<p>・コロナ禍における情報支援の取組として、本庁舎と身体障害者福祉センターに点字プリンターや音声・拡大読書器を設置するとともに、今後の活用方法について協議・検討を行った。</p>	継続② (取組内容を 変更し 継続)					障害者計画						
		中事業	障がい者等サービス事業	<p>・視覚障害者等に対して、対面朗読の実施や点字図書及び録音図書の郵送貸出を行う。また、本サービスで使用する様々な機器の紹介や、点字作業の実演などの事業を実施し、図書館における障がい者サービスの重要性を市民に啓発する。</p>	<p>・視覚障がい者に点字図書や録音図書を提供し、一般図書が利用困難な市民に対して読書活動が行える環境を整備した。</p>	継続② (取組内容を 変更し 継続)	<p>・インターネットによる録音図書データのダウンロード利用が普及し、利用者は年々減少しているところではあるが、録音図書郵送貸出サービスの需要は一定数あるため、引き続き実施していく。</p>					01-1-④					

理念	課題	施策の方向性	取組項目	取組内容(第4期)	R3 主要 事業	R4 主要 事業	中事業 その他	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組 方向性	次年度(今後)の取組	R5 主要 事業	分野別計画 (マスタープラン)	評価 掲載 有無	総合計画 体系
(1)	情報の利用のしやすさ	意思疎通支援の充実	②	<p>●障害のある人の意思疎通や情報の確保等を支援するため、意思疎通支援者の派遣事業の継続的な実施と一層の周知に取り組むとともに、遠隔手話サービスを導入するなど支援の充実を図ります。また、意思疎通支援者の確保に向けて、養成講座の受講促進や受講者の課程修了につなげるため、各講座の周知や受講者に対する支援等に取り組みます。</p> <p>●「尼崎市手話言語条例」に掲げる手話とろう者への理解や手話の普及の一層の推進に向けて、市民を対象とした手話講習会など様々な啓発活動を行うとともに、「聴覚障害者コミュニケーション支援センター」と連携・協力しながら、地域への周知に取り組めます。また、「尼崎市手話言語条例施策推進協議会」を定期的に開催して、手話関連施策の評価・検証や地域課題の共有、地域への効果的な啓発手法等について協議します。</p> <p>●障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援の推進に向けて、施設移転により情報支援に係るバリアフリー改修を行う「身体障害者福祉会館」と併設施設となる「身体障害者福祉センター」に情報支援に係る機器を導入し、それら施設機能を活用して、障害のある人の情報取得や伝達等を支援します。また、施設の「福祉避難所」としての役割も考慮し、災害や緊急時における円滑な情報支援について施設管理者等と協議を行うとともに、こうした取組の手法や効果を様々な事業や取組への展開につなげます。</p>			中事業	意思疎通支援事業	<p>・聴覚障害者等が、社会生活上外出が必要不可欠な時に、事前に登録している対象者に対して、手話通訳者等を派遣する。また、その手話通訳者等を養成する。</p>	<p>・意思疎通支援者の養成にあたっては、コロナ禍においても各養成講座の全課程を実施することで、受講者(修了者)数の確保に努めた。なお、令和3年度の養成講座修了者数は全体で45人であった。</p> <p>・コロナ禍における情報支援の取組として「遠隔手話サービス」の運用を開始しているが、医療機関等において手話通訳者の同行を断られるような事例が生じたため、実際の利用までは至らなかった。</p>	<p>・意思疎通支援者養成講座の修了者数は一定維持しているものの、依然として派遣登録者数は増えない状況が続いている。</p> <p>・引き続き緊急時の備えや本市における合理的配慮の取組の推進として、情報支援に係る各種制度の周知と普及に取り組んでいかなければならない。</p>	継続③ (拡充・行革で継続)	<p>・意思疎通支援事業(派遣・養成)の安定的な運営に向けて、支援者(手話通訳・要約筆記など)の派遣単価の引上げなど処遇面の改善や養成講座修了者の派遣登録を促すための取組等について検討していく。</p>		障害者計画	●	06-3-③
			②	<p>●「尼崎市手話言語条例」に掲げる手話とろう者への理解や手話の普及の一層の推進に向けて、市民を対象とした手話講習会など様々な啓発活動を行うとともに、「聴覚障害者コミュニケーション支援センター」と連携・協力しながら、地域への周知に取り組めます。また、「尼崎市手話言語条例施策推進協議会」を定期的に開催して、手話関連施策の評価・検証や地域課題の共有、地域への効果的な啓発手法等について協議します。</p> <p>●障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援の推進に向けて、施設移転により情報支援に係るバリアフリー改修を行う「身体障害者福祉会館」と併設施設となる「身体障害者福祉センター」に情報支援に係る機器を導入し、それら施設機能を活用して、障害のある人の情報取得や伝達等を支援します。また、施設の「福祉避難所」としての役割も考慮し、災害や緊急時における円滑な情報支援について施設管理者等と協議を行うとともに、こうした取組の手法や効果を様々な事業や取組への展開につなげます。</p>			拡充	中事業	手話普及啓発事業	<p>・手話の普及等に向けては、市民向け講座の案内や普及啓発用の動画を本庁舎で流すほか、子ども向け講座の参加条件の見直しや広報を工夫したことにより、市民等向け啓発講座全体(2講座9回)の参加者数は97人と大幅に増加した。</p> <p>・市内の聴覚障害者団体にも意見を伺いながら、「きこえないってどんなこと」をテーマとした人権教育啓発用リーフレットを作成し、教育機関等へ配布することで一層の理解と啓発につなげた。</p> <p>・障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援については、身体障害者福祉会館の移転工事にあわせて、「音声情報装置」や「フリーWi-Fi」等の設置工事を行い、施設機能の向上に取り組んだ。</p> <p>また、障害の種類等によって必要な施設機能や配慮等が異なることから、指定管理者である「尼崎市身体障害者連盟福祉協会」の肢体部、聴力部、視力部のそれぞれと丁寧に協議や説明を行い、移転後の会館に設置する情報支援機器等の調整と整理を進めた。</p>	<p>・コロナ禍での影響もあったが、事業者向け講座等は依然として参加者数が少なく、より効果的な開催や広報の手法等を検討していかなければならない。</p> <p>・移転後の会館に設置する情報支援機器等の整備や活用方法について、引き続き、指定管理者である「尼崎市身体障害者連盟福祉協会」と丁寧に協議を行っていく必要がある。</p>	継続② (取組内容を変更し継続)	<p>・手話の普及等に向けては、広報冊子の配布先の拡大(市内小学校や手話サークルなど)やSNS等を活用した広報を進めていくとともに、引き続き協議会において、効果的な講座開催等について協議していく。</p> <p>・身体障害者福祉会館の移転にあわせて、「聴覚障害者用情報受信装置(アイ・ドラゴン4)」や「音声認識アプリケーション(声文字)」、「音声読み上げ装置(プレクストーク)」、「視覚障害者総合情報ネットワーク(サビコ)」など情報支援に係る各種機器を設置することで、障害特性に配慮した情報・コミュニケーション支援に係る施設機能の向上を図っていく。</p>		障害者計画	●	06-3-③
			③	<p>●身体障害者福祉センターにおいて、点字や手話、パソコン、スマートフォンなど情報支援に関する各種講座を開催します。また、開催にあたっては障害特性に配慮した周知方法に努めるとともに、利用者等のニーズを把握するなど、講座内容の充実に取り組めます。</p>			中事業		身体障害者福祉センター指定管理者管理運営事業費	<p>・コロナ禍や身体障害者福祉会館の移転に伴う改修工事が一部講座を中止したが、障害のある人が多様な手段を活用して情報を利用できるよう、「スマホ体験講座」や中途失聴者を対象とした手話講座など、延べ8講座を開催した。</p>		継続② (取組内容を変更し継続)	<p>・会館の移転にも合わせて、導入した情報支援に係る各種機器の活用方法を検討するほか、障害のある人が各種講座・活動への参加や災害時も含めた各種情報の取得がしやすくなる施設運用等に取り組んでいく。</p>		障害者計画	●	06-2-④
(2)	行政等における配慮	①	市職員等の理解と配慮	<p>●障害者差別解消法の趣旨や重要性等に対する意識の醸成を図るため、市職員に対して「職員対応要領」に関する研修を行うとともに、管理職に対しては、職場における合理的配慮の研修を行います。また、研修受講者を募集する際は、情報支援など必要な配慮を行います。</p>			中事業	差別解消・コミュニケーション支援等検討事業費	<p>障害者差別解消法の趣旨や重要性等に対する意識の醸成を図るため、市の新任課長や新採職員を対象とした「職員対応要領」の研修等を行う。</p>	<p>・市職員の障害への理解・啓発に向けては、新任課長と新採職員を対象とした職員対応要領等の研修を行った。</p>	<p>・市職員の障害への理解・啓発に向けては、差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供などの認知度は未だ十分とはいえず、「職員対応要領」の趣旨に沿った適切な対応が十分できていない」といった意見もあるため、一層の制度周知に取り組まなければならない。</p>	継続② (取組内容を変更し継続)	<p>・市職員の障害への理解・啓発に向けては、差別解消に関する各種制度や「職員対応要領」等を新任課長や新採職員に対する必須研修として継続していくとともに、日々の業務の中で心がけるべき内容や具体例をまとめた職員ハンドブックを作成し、周知することを通じて、意識や対応力の向上を目指していく。</p>		障害者計画	●	06-3-③
			行革	<p>●市職員等に対して、障害や障害のある人への理解促進や手話・筆談等に関する研修等を実施するとともに、情報支援に係る機器の導入や市が主催するイベント等への意思疎通支援者の配置を行うことで、適切な対応に取り組めます。</p>			中事業	意思疎通支援事業費(市主催行事等)	<p>・聴覚障害者への情報保障を確保するため、市主催の講演会等において手話通訳者や要約筆記者を配置することなど、合理的配慮を行う。</p>	<p>・市主催の講演会等における意思疎通支援者の配置について、当該事業費で対応した。(令和3年度:1件)</p>		廃止	<p>・市主催行事等に係る意思疎通支援者の配置など、合理的配慮の提供については、引き続き、職員研修等を実施し、今後は各担当所属での責務・対応としていく。</p>		障害者計画		06-3-③
		②	選挙に関する配慮	<p>●点字や音声等による候補者情報の提供や障害特性に応じた選挙に関する情報の提供に努めます。また、移動に支援が必要な障害のある人に配慮した投票所の段差解消や投票所内の設備・備品の設置など、投票所における投票環境の向上に努めます。</p> <p>●投票用紙への記載が困難な選挙人に対して選挙事務に従事する職員が代理で投票を補助するなど、障害のある人が円滑に投票するための必要な支援について、各投票所の従事者に十分な周知等を図ります。また、指定施設等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会の確保に努めます。</p>			その他取組										